

収入申告・資産申告についてお願い

日頃から国立市福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
国立市福祉事務所から生活保護を受給されている皆様へ、以下の内容を改めて
お知らせしますので、ご確認よろしくお願いいたします。

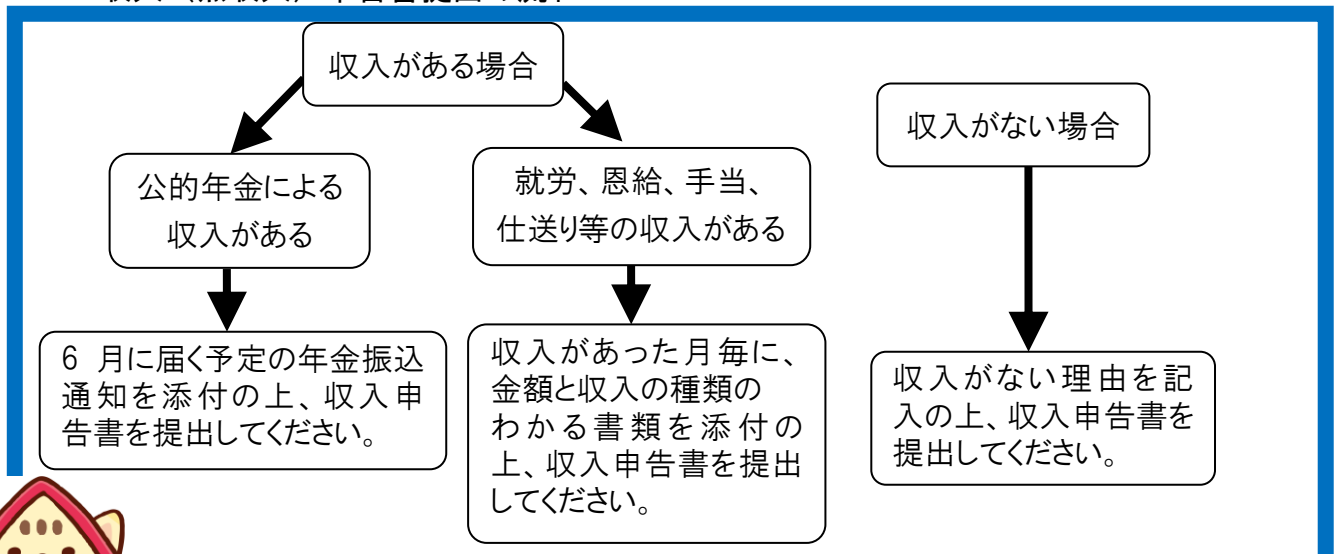
1. 「収入(無収入)申告書」の提出について

- ① 世帯の16歳以上の方は、**全員**提出して下さい。傷病や障害等のため就労が
できない方でも、年1回は収入申告を行ってください。
- ② 一時的に収入（キャッシングや知人からの借入、競輪や競馬など全ての収入を
含みます）を得たときや、年度途中で収入の変更があったときも、その都度速
やかに担当に報告して下さい。
- ③ 16歳以上65歳未満の稼働年齢層の方（※傷病や障害等のため稼働するこ
とが出来ない方及び高等学校などで就学している方は除く）は、**毎月**「収入（無
収入）申告書」と「求職活動状況報告書」を必ず提出してください。
- ④ 郵送で収入申告書を提出する際も、必ず金額のわかる「給与明細」や「年金額
決定通知書」等の資料を添付してください。

※児童手当、児童扶養手当、障害者手当など各種手当について、記入漏れが多くみられます。年金、
恩給、手当、仕送り、借入れ等についても全て記入してください。

※各種年金、福祉手当等の改定があった際は、改定後の額を必ず申告してください。改定で金額が増
えた場合、保護費が過支給となり返還が生じることになります。

2. 収入(無収入)申告書提出の流れ



3. 「資産申告書」の提出について

令和3年度から、生活保護を受給している皆様に「資産申告書」の提出をお願いしております。同封の「資産申告書」に現金・預貯金・生命保険・不動産等のお持ちの資産についてご記載いただき、収入申告書と併せてご提出ください。預金口座、金額等の記載をお願い致します。

※生活保護の受給開始後に新たに生命保険等に加入した場合や、バイク・自動車・不動産等を購入している場合には加入・購入したものの詳細が分かる書類の提出をお願いすることがございますので、ご了承ください。

※生活保護の実施要領改正に伴うお願いになります。「資産申告書」の提出がないことをもって受給者の皆様に不利益な処分を行う目的ではございませんので、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点は担当ケースワーカーまでお問い合わせください。



© 国立市観光まちづくり協会
くにニャン

令和8年度生活保護費支払予定表

	支 払 日					
4月分	4月	1日(水)	※午後1時から	10月分	10月	1日(木)
5月分	5月	1日(金)		11月分	10月	30日(金)
6月分	6月	1日(月)		12月分	12月	1日(火)
7月分	7月	1日(水)		1月分	12月	25日(金)
8月分	7月	31日(金)		2月分	2月	1日(月)
9月分	9月	1日(火)		3月分	3月	1日(月)
(参考：令和9年4月分) 4月1日(木) ※午後1時から						

◆ 窓口支払い時間：5月分～3月分 午前9時～午後5時（午後12時から1時は除く）

※令和8年4月分について

窓口払い、口座振込のいずれも 4月1日(水)午後1時以降の支払いとなります。

※その他

- (1) 窓口払いの際には、間違いのないように氏名を確認させていただきます。また、必ず**印鑑**をご用意ください。ご協力くださるようお願いいたします。
- (2) 支払日に来所できない場合は、必ず**担当までご連絡**ください。
- (3) 支払日は開始から30分～40分間窓口が混雑します。混雑緩和にご協力ください。
- (4) 窓口払いから口座払いに変更可能な方は、担当員へご相談ください。
- (5) 口座振込は各月の支払日中に振り込まれますので、各自ご確認ください。

※この用紙は大切に保管してください。